

有田市立病院薬学生奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人地域医療振興協会有田市立病院（以下「病院」という。）の薬剤師の確保を図るため、薬剤師の養成を目的とし国内に設置される薬科系大学（以下「学校」という。）に入学を希望する者又は在学中の学生等に対し、奨学金の貸与を行うことによって薬剤師の養成の援助を行い、以って病院の安定的な薬剤師の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

- 一 奨学金 学生に貸与する修学資金をいう。
- 二 奨学生 奨学金を貸与された学生をいう。

(貸与要件)

第3条 奨学金は、薬剤師免許を取得して直ちに病院に採用されることを希望する成績優秀かつ心身が健全な学生に貸与するものとする。

(申請手続)

第4条 奨学金の貸与を受けようとする学生（以下、「申請者」という。）は、次に掲げる書類を病院管理者（以下、「管理者」という。）に提出するものとする。

- 一 奨学金貸与申込書
- 二 契約書
- 三 履歴書
- 四 在学証明書又は入学合格通知書
- 五 奨学金の口座振込申出書
- 六 印鑑登録証明書
- 七 源泉徴収票または収入がわかる書類（保証人）
- 八 住民票または保証人の続柄がわかるもの（父母などが保証人の場合）

(連帯保証人)

第5条 申請者は、連帯保証人を2人立てるものとし、契約書は連帯保証人が自署にて記載するものとし、各々の連帯保証人の印鑑登録証明書を添付のうえ管理者に提出するものとする。

- 2 前項の連帯保証人は、奨学生と連帯してこの規程に定める一切の金銭債務を負担するものとする。
- 3 第1項の連帯保証人のうち、1人は父または母（両親がいない場合は兄弟またはこれにかわる者）とし、他の1人は、奨学生と非同居で独立の生計を営む者でなければならない。

(貸与の決定)

第6条 奨学金の貸与にあたり、病院は申請者に対し書類選考および面接試験を実施し貸与の可否を決定し、貸与することに決定した者には奨学金貸与決定通知書により、貸与しないことに決定した者には選考結果通知書により通知するものとする。

(契約書等の提出)

第7条 前条の奨学金貸与決定通知書を受けた学生は、通知受領の日から30日以内に奨学金貸与契約書及び奨学金の口座振込申出書等の第4条に定める書類を管理者に提出しなければならない。また契約書は自署にて記載するものとする。

(貸与期間及び貸与額)

第8条 奨学金を貸与する期間は、原則として、奨学生が学校に入学した日が属する月から、卒業までに必要な最短修学年限をもって卒業する場合の卒業日が属する月までとし、同期間中の各月に対して月額50,000円を貸与する。

2 学校入学日が属する月よりも後の月以降に奨学金貸与の決定を受けた者にあつては、決定を受けた日が属する月を前項の期間の始期とする。ただし、病院の判断により、最大で学校に入学した日が属する月まで、遡及して貸与期間の始期とすることができるものとする。

(貸与方法及び貸与日)

第9条 前条1項の各月に対する奨学金は、原則として、貸与期間中の各月25日に届出口座に振り込む方法により貸与する。

2 前条2項ただし書により貸与期間の始期の遡及が認められた場合の遡及期間分の奨学金は、奨学金貸与の決定を受けた日以降最初に到来する前項の貸与日に貸与する。

3 前2項の貸与日が休日または土曜日に該当するときは、その前日以前で本来の貸与日に最も近い休日または土曜日でない日に貸与する。

(貸与の休止)

第10条 奨学生が休学し、または停学の処分を受けたときは、その間奨学金の貸与を休止するものとする。ただし休学の理由、学生の経済的状況等を勘案のうえ、引き続き貸与することができる。

2 奨学生は、休学しまたは停学の処分を受けたときには、ただちにその旨を管理者に報告しなければならない。復学したときも同様とする。

(貸与の停止及び解除)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の貸与を停止する。また、病院はその判断により、停止後に、貸与契約を解除することができるものとする。

一 傷病、疾病等のため、学校を卒業できる見込みがなくなったとき。

二 学業成績または素行が不良となったとき。

三 その他前各号に準ずる事由が生じたとき。

四 管理者が貸与を停止または契約を解除することが適当と認めたとき。

2 前項第一号から第三号に該当した場合、奨学生は管理者に直ちにその旨を報告しなければならない。

(貸与契約の解除)

第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その契約を解除するものとする。

一 退学

二 死亡

三 学校を卒業できる見込みがなくなったとき

四 有田市立病院以外の特定の病院等への就職を条件とした奨学金の貸与を受けたとき

五 第3条の貸与要件を満たさなくなったと認められたとき

六 本規程の条項に違反したとき

七 管理者が契約を解除することが適当と認めたとき

(奨学金の返還)

第13条 奨学生は、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に掲げる事由の生じた日の属する月の翌月の末日までに、貸与を受けた奨学金の合計額（以下「奨学金合計額」という。）に、利息を付して返還しなければならない。この場合の奨学金合計額の利息は、貸与を

受けた月毎に貸与を受けた日から次の各号に掲げる日までの日数に応じ、年4.925%の割合で計算した額とする。

- 一 病院が、第11条又は第12条の規定に基づき、奨学金貸与契約を解除したとき
貸与契約の解除日
 - 二 奨学生が病院への入職を辞退したとき
第8条に定める貸与期間の最後の月の末日
 - 三 奨学生が病院の行う薬剤師採用試験に不合格となり、病院が採用不可能と判断したとき
第8条に定める貸与期間の最後の月の末日
 - 四 奨学生が、薬剤師国家試験に不合格となったとき
合格発表翌月の末日
- 2 奨学生が前項第四号に該当し、翌年度に薬剤師国家試験を再受験する意思がある場合は、協議の上奨学生の処遇を決定するものとする。
 - 3 奨学生が薬剤師国家試験に合格した後直ちに病院に勤務し、その後病院を退職した場合であって、退職時点で、返済未了または免除未了の奨学金（以下「奨学金残額」という。）が残存する場合には、奨学生は、退職した日の属する月の翌月の末日までに、奨学金残額に利息を付して返還しなければならない。この場合の利息は、返還しなければならない貸与された奨学金の月毎に、貸与を受けた日から退職した日までの日数に応じ年4.925%の割合で計算した額とする。

（産前産後休暇期間等）

第14条 奨学金残額がある期間中に、産前産後休暇、育児休業又は介護休業を取得する場合は、当該休暇又は休業期間は第15条第一号及び前条第3項の規定において病院に勤務した期間に含めない。

（奨学金返還債務の免除）

- 第15条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める奨学金返還の債務を免除するものとする。この場合、返還の債務を免除する奨学金は、最初に貸与したものから順次行うものとする。
- 一 奨学生が、薬剤師国家試験に合格した後直ちに、薬剤師として病院に勤務したとき
毎月1日から当該月の末日まで勤務する毎（休職、欠勤等で無給となる日がある月を除く）に、貸与した奨学金の合計額を貸与期間の合計月数で除した額を当該月の末日に免除
 - 二 前号に規定する在職期間中に労働災害による障害のために業務を継続することができなくなったとき若しくは業務に服することができない期間がある場合
業務に服することができない期間を勤務したものとして、前号の規定を適用した額を当該月の末日に免除
 - 三 前二号に規定する在職期間中に労働災害により死亡した場合
死亡時に奨学金残額を免除
 - 四 前三号に定める場合の他、管理者が特に認めたとき
管理者が認めた日に管理者が認めた額を免除
- 2 奨学生に、第10条に定める休止期間あるいは第11条に定める停止期間があるときは、同期間の月数（1ヶ月未満は切り捨てる）を前項第一号及び第二号の貸与期間の月数に加えるものとする。

（延滞利息）

第16条 奨学生は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかった時は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年間10%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない

(特例措置)

第17条 奨学生が病気等やむを得ない事情があると認められる場合は、返還しなければならない奨学金の一部を減額し、または全額を免除することができる。

(報告義務)

第18条 奨学生は、管理者が提出を求めた場合、成績証明書により学業成績を報告しなければならない。また、契約書、連帯保証人連絡先届出書等の記載内容に変更が生じた場合には、その旨を速やかに報告しなければならない。

(疑義の調整)

第19条 この規程に定めのない事項及びこの規程に疑義が生じた場合は、必要に応じて病院と奨学生が誠意をもって協議し、民法その他の法令に従い解決するものとする。

(庶務)

第20条 この規程に関する庶務は、事務部において行うものとする。

(雑則)

第21条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(附則)

この規程は、令和7年度学校入学者および在学生から適用する。